



本資料は、著作者の氏名（芳賀高洋）を表示し、
非営利目的で、かつ、改変をしない場合のみ
自由な再配布を認めます。



「第35条運用指針」の 初等中等教育に関する解説

芳賀 高洋（はが たかひろ）

ワーキンググループ幹事

岐阜聖徳学園大学・教育学部（しょうとく）

（元中学校教員）

初等中等教育専門WGの構成（総勢13名）

主査：1名 幹事：2名

委員：10名（学校関係者5名、権利者5名）

第1回 2020年7月8日 以降 現在まで延べ7回

はじめに

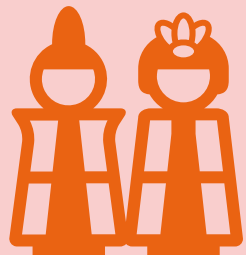
できるだけ、平易に、ご説明します。

ここまでの話の「繰り返し」になる部分もございますが、

その点は

「繰り返えさなければならないほど重要」とお考えください。

内容



**第一、著作権の基本と
第35条**



**第二、運用方針の
「見方・考え方」**



**第三、典型事例等
の解説**

著作権の「基本」



著作者に敬意を表し、
著作権を尊重する。



他者の著作物をコピーしたり、インターネットで送信受信する場合は、
著作権者の許諾を得る。

「(その都度) 許諾を得る」が基本原則

これは「ダメ」、これは「いい」ではなく「**許諾を得る**」が基本。
たとえば、学校の授業とみなされないPTA活動での利用の場合、
著作権者とコミュニケーションをとり、許諾を得ればよい。

「あなたの作品に大変感銘を受けました。

ぜひ、岐阜聖徳学園附属小学校PTAのボランティア活動で配布させていただきますたいのですが、お認めいただけますでしょうか？」



ご連絡ありがとうございます。気に入ってくれてとてもうれしく思います。

どのくらいの量を何名くらいの方に配布されますか？

もし100部以上の場合は、著作権使用料として●●円ほど頂戴させていただいております。

学校の授業の場合「例外規定」

学校の授業では、必要と認められる限度内で、著作権者に無断で、他者の著作物をコピーしたり、インターネットで送信したりできる（第35条）

第35条の改正・施行



今回の制度設計・施行で



「制限が増えた」のではなく



「無許諾でできることが増えた」

【第35条の改正目的】

教育の情報化

教育の質の向上

【ねがい】

教育現場の

合法的で

積極的な

著作物利用

【懸念】

当事者意識の希薄化

(著作権意識の低下)

学校教育での著作物利用

- **しかし、学校の授業であっても「なんでもあり」ではない**
 - ✓ 必要と認められる限度、権利者等の利益を不当に害さない範囲
- **法律の条文も、様々な解釈が可能**
 - ✓ 人によって解釈が異なる
- **権原（法的根拠）がない場面や態様も想定される**
 - ✓ たとえば、小中高校の「**部活動**」は、学校教育法や学習指導要領上、正規の教育課程には含まれないが、それを授業とみなせるか？
 - ✓ 臨時休業中のz o o mでのオンライン授業はどうか？

そこで、第35条の「運用指針」が必要

- 権利者と利用者（学校関係者）が話し合い
- どの程度の利用が第35条の範囲内か
- 「申し合わせ（共通理解）」を策定

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

改正著作権法第35条運用指針
（令和3（2021）年度版）

2020年12月24日公表

「運用指針」の見方・考え方

- 運用指針は、法律ではない。
- 運用指針に異論のある権利者もいるかもしれない。
- 運用指針は「最終的な結論」や「唯一の答え」ではない（最終的には司法判断）。

運用指針は「この通りに利用すれば何も考えなくとも安心」と捉えるのは危険。著作物の利用について、授業づくり、教材づくりをする上で、著作権を意識するためのヒントとして、著作物利用に関する問い合わせがあった際にも「説明」できるようにしておくための判断材料と捉えてほしい。

「運用指針」の見方・考え方

- 運用指針は、今後も追記改訂される。だが、典型事例等は、すべて網羅はできない（無限にある）。
- フォーラム（WG）では、たった40例程度の典型事例を出すのに数か月の話し合いを行った。
- ぜひ、この運用指針を題材にして話し合ったりするなどして、積極的に教員研修等を行っていただきたい。
- ひいては、教育関係者に、著作権について、**当事者**として「主体的・対話的」に「考えてほしい」。

運用指針の解説

⑦「必要と認められる限度」

「授業のために必要かどうか」は第一義的には授業担当者が判断するものであり、万一、紛争が生じた場合には授業担当者がその説明責任を負うこととなります（児童生徒、学生等による複製等についても、授業内で利用される限り授業の管理者が責任を負うと考えるべきです。）。その際、授業担当者の主観だけでその必要性を判断するのではなく、授業の内容や進め方等との関係においてその著作物を複製することの必要性を客観的に説明できる必要があります。例えば、授業では使用しないものの読んでおく参考になる文献を紹介するのであれば、題号、著作者名、出版社等を示せば足るにもかかわらず、全文を複製・公衆送信するようなことについて、必要性があると説明することは困難です。また、大学の場合、教員が学生に対して、受講に当たり教科書や参考図書として学生各自が学修用に用意しておくよう指示した書籍に掲載された著作物の複製・公衆送信も、一般的には「必要と認められる限度」には含まれないと考えられます。

「必要と認められる限度」は授業の内容や進め方等の実態によって異なるため、ある授業科目で当該授業の担当教員がある著作物を複製・公衆送信等を行っており、別の授業科目で他の教員が同様の種類の著作物を同様の分量・方法で複製等をしたとしても、実際の授業の展開によっては、一方は「必要と認められる限度」に含まれ、他方がそれに含まれないということも理論的にはあり得ます。したがって、外形だけで判断するのではなく、個々の授業の実態に応じて許諾が必要か不要かを判断する必要があります。

冒頭の文章が、教員に厳しすぎるのではないかと（重く感じる）

子どもが、授業で使った著作物をネットで公開して損害賠償を請求されたり、補導されたりしたら、授業担当者が責任をとられるのではないかと？

しかし、これはそういうことではなく、その著作物が授業で本当に必要かを、**教員が当事者として主体的に考えてほしい**ということ、また、**普段の「授業づくり」や「教材研究」においても、客観的にその必要性を考えてほしい**、ということです。

授業とまったく無関係の映画の全編をコピーしてクラスで視聴させるような授業では、その必要性は認められないでしょう。

基本的な考え方

■ 著作物の種類 ■

○ 著作物の種類によって、そもそもこの規定を適用することが適切ではないものがあります。例えば「プログラムの著作物（アプリケーションソフトウェア）」です。学習用の市販のアプリケーションソフトウェアを一つだけ購入し、もしくは、1ライセンスのみ購入し、それを学校の複数のPCにコピーして使用したり、児童・生徒に公衆送信して提供したりすることは、プログラムの著作物という種類に照らして著作権者等の利益を不当に害する可能性が高いと考えられます。

○ この規定により著作権者の許諾を得ずに著作物を複製又は公衆送信する場合、複製又は公衆送信できる分量について「授業において必要と認められる限度において」と定められているところ、この要件を充足した場合であっても、市場での流通を阻害するような利用が著作権者等の利益を不当に害することとなりかねないことを考えると、著作物の種類によっては著作物の全体が利用できるのか、部分の利用に限られるのかが異なることもあります。このことについてどの著作物の種類が全部の利用ができるか、あるいはそうでないかを網羅的・限定的に示すことは困難ですが、例を挙げながらその考え方を示します。

短文の言語の著作物、絵画及び写真の著作物などの場合は、全部の利用が不可欠であるとともに、部分的に複製又は公衆送信することによって同一性保持権の侵害になる可能性があります。そのような種類の著作物であれば、一つの

著作物の種類によって無許諾でできる範囲が異なる

授業であっても、写真、俳句、長くない文章、絵画やイラスト、新聞記事などは、授業目的であれば**著作物の全部を無許諾でコピーしたり公衆送信したり**できる場合が多いが、ソフトウェアや映画、音楽、書籍などの「全部を」コピー・公衆送信する場合、**許諾を得る必要がある可能性が高い。**

<全部を複製又は公衆送信しても著作権者等の利益を不当に害することとはならない可能性が高い例（授業に必要と認められる限度内であることを充足することが前提）>

●採択された教科書中の著作物の利用

※「個々の作品（文章作品や写真・イラスト等）の他に、発行した出版社等による著作物も含まれる。

※採択された教科書の代替として使用される学習者用デジタル教科書の契約内の利用についても同様。

●俳句、短歌、詩等の短文の言語の著作物

●新聞に掲載された記事等の言語の著作物

●写真、絵画（イラスト、版画等を含む。）、彫刻その他の美術の著作物、及び地図

著作物の全部の複製、公衆送信が無許諾で可能例

**採択された教科書の著作物、
俳句、短歌等
新聞記事、写真、絵画、地図等**

■ 著作物の用途 ■

○その著作物がどのような目的で作成され、市場でどのように供給されているかによって、著作権者等の利益を不当に害することもあります。

例えば、児童・生徒が全員購入し、利用する目的で販売されている問題集やドリルを、児童・生徒の購入の有無にかかわらず、教師が、授業の過程で児童・生徒に解かせるために複製又は公衆送信するようなことは、当該著作物の本来の流通を阻害することになります。

ただし、例えば、児童生徒がドリルを忘れてしまった際に、ドリルの一部をコピーして渡すというような行為は、許容されるでしょう。

また、採択していない教科書（採択外教科書）の中の著作物については、採択した教科書（採択教科書）と異なり、原則として、授業に必要な限度の範囲内で、通常の出版物の中の著作物と同様の複製・公衆送信が可能と考えられます。例えば、1冊の採択外教科書の中の多くの著作物を複製・公衆送信する場合は、著作権者の許諾が必要です。

■ 複製の部数・公衆送信の受信者の数 ■

○複製部数や公衆送信の受信者の数が、授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の数を超えるような場合は、そもそも「授業のために必要と認められる限度」を超えており認められませんし、併せて著作権者等の利益を不当に害する可能性が高いと考えられます。ただし、授業参観や研究授業の参観者に、授業で配布する著作物と同一の著作物を配布することは、「必要と認められる限度」と考えられます（⑦「必要と認められる限度」を参照）。

全員購入することが前提のドリルや問題集等は、児童・生徒の購入の有無にかかわらず、教師がコピーして配布するには許諾が必要となる可能性がある（許諾は得られないことが多い）。

※忘れた児童にドリルの一部を渡すような場合には、許諾は不要と思われる。

採択された教科書は、そこに含まれる著作物の全部を無許諾でコピーしたり、公衆送信したりできる。（※履修者数（購入者数）を超えてのコピーや公衆送信は要許諾）
採択外の教科書は、一般書籍と同様、必要とみとめられる限度（必要最低限）内の分量であれば、無許諾でコピーや公衆送信が認められる。

コピーや公衆送信の部数や数＝履修者数
※授業参観等の場合は、児童生徒と同一の著作物を保護者等へ配布することは必要と認められる限度内と考えられる。

■複製・公衆送信・伝達の態様■

- 「複製の態様」に照らして著作権者等の利益を不当に害する場合の例としては、仮に全部の複製が認められるようなケースであっても、市販のような状態で製本し、複製することが考えられます。
デジタルであるかアナログであるかは問いませんが、その複製物を単体で（教材の用途を超えて）他の利用に供することができるような場合には、著作権者等の利益を不当に害することとなる可能性が高いと考えられます。
- 「公衆送信の態様」に照らして著作権者等の利益を不当に害する場合の例としては、学校、教育委員会のホームページや動画共有サービスなど、誰でもアクセスが可能なオープンなネットワーク環境（学校に在籍する教員や児童生徒以外の不特定者が、誰でも受信できるような態様）で公衆送信することが考えられます（この場合は、同時に「必要と認められる限度」の要件も充足しません）。著作権者等の利益を不当に害することがないように公衆送信を行うには、たとえば、授業支援クラウドなどで、IDとパスワードを児童・生徒全員に設定し、限定された児童・生徒のみに公衆送信したり、コンテンツの非公開URLを履修者である児童・生徒のみに伝えたりする方法があります。いずれにせよ、授業の過程で利用することを実質的にコントロールできているかどうか重要です。
- 「伝達の態様」に照らして著作権者等の利益を不当に害する場合の例としては、この規定が授業の過程での利用に係る制限規定であることを考慮すると、授業の履修者以外の者にも見せるような態様で伝達することが考えられます。ただし、オンライン授業で保護者が機器の操作を補助することが必要な場合は、保護者は授業を支援するものと考えられ、著作権者等の利益を不当に害さないと考えられます。（⑥「授業を受ける者」を参照）

▲公衆≠公開

- 授業目的公衆送信の「公衆」は、「世間一般に広く公開すること」ではない。インターネットを使った児童生徒教師間の学習情報としての著作物の送信受信の範囲内である。
- 教育センターが著作物をコピーして、管轄の学校に送信するような行為には原則として権利者の許諾が必要となるだろう。
- 学校ホームページや自治体の公式YouTubeチャンネルなどに、教科書がうつった授業動画を「公開」するような際には、事前に許諾を得る必要がある

<不当に害する可能性が高いため、 補償金の範囲では利用できない例>

●同一の教員等が、ある授業の中で、同一の書籍の中から1回目の授業で第1章、2回目で第2章を複製して配布するというように、同じ著作物や出版物の異なる部分を利用することで、結果としてその授業での利用量が当該著作物や出版物の多くの部分を使い、市販物の売れ行きを低下させるようなこと。

●授業を行う上で、教員等や児童・生徒が通常購入し、提供の契約をし、又は貸与を受けて利用する著作物について、購入等の代替となるような態様で、複製や公衆送信すること。

・著作物の例

<教科指導> 教師用指導書、参考書、資料集、問題集、ドリル、ワークブック、テスト・ペーパー、授業で教材として使われる楽譜、副読本、教育用映像ソフト

ただし、履修者全員が購入していることが確認されている場合であって、問題の解説等を行う目的で付加的に複製等を行うことは許容される余地がある。

<特別活動等> 演劇の脚本、読書会用の短編小説、部活動で使われる楽譜

●美術、写真など、「不当に害しない可能性が高いと思われる例」において全部の利用が認められている著作物を市販の商品の売上に影響を与えるような品質で提供すること

●市販あるいは長期間保存できるように製本して配布すること

●組織的に素材としての著作物をサーバへストック（データベース化）すること

▲少しずつコピーして最終的に全部コピーするような行為は「不当に害する」

150ページの小説を、1回の授業で10ページずつコピーして配布し、15回の授業で150ページコピーするような行為は事前に許諾が必要である（許諾はおりない可能性が高い）

ドリルや問題集等は、児童生徒が購入していても、教師がコピーして配布するには許諾が必要である可能性がある（許諾は得られないことが多い）。

※全員が購入している場合、解説等のための付加的複製は無許諾で複製できると思われる。

※購入した子供が自宅で自分用にコピーすることは認められる。

美術、写真等を多数集めてカタログのように製本するなどして配布すること、著作物を組織的に保存しておいてデータベース化すること等も、許諾を得られない可能性が高い。

典型事例の紹介

2. 学校等における典型的な利用例

授業での利用の例

学校など教育機関の教員等は、授業の中で他人の著作物を複製し、履修者等に配付することなどについては、「その必要と認められる限度」において、著作権者の許諾を得ることなく、無償で行うことができます。また、他人の著作物を使用して作成した教材を、履修者等の端末に送信したり、オンデマンド型の遠隔授業で使用したりすることもできます。この場合、著作権者の許諾を得ることは不要ですが、学校などの設置者が著作権者に補償金を支払うことが必要です。

ただし、いずれの場合でも、「当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害する」場合には著作権者の許諾が必要です。

※以下の例で示した教科名、授業のテーマ、場面は参考例です。いずれの場合も、「引用」(著作権法第32条第1項)に該当する場合などは許諾不要、無償で利用できます。また、慣行がある場合は著作者名など「出所の明示」が必要です。

初等中等教育

「～してはならない」というブラックリストではなく、「～する」という**ホワイトリスト**にした。

典型事例が現在の文言になるまで**数か月の議論を要した**。

今後、更新し、追記もするが、すべての事例の網羅は不可能。

この典型事例をもとに、「自分で考えて」著作物を利用することが重要

この運用指針に基づいて教育委員会や学校法人で自分たちの教育実態に応じて、著作物利用について話し合いをするなど教職員研修をしていただきたい。

典型事例の基本構文

何を、どの場面で、（誰がした）、どのような行為か

A) 許諾不要、無償で著作物を利用できると考えられる例

■ 複製 ■

<教室での授業>

1. 教科書※1に掲載されているエッセイの全部を 授業で 教員が 板書する。
2. 単行本に掲載されているエッセイの小部分を 授業で 教員が 板書する。
3. 新聞に掲載されている写真と記事を コピーした授業用の プレゼンテーション資料を作成する。
4. 3. で作成した資料を、事務補助員に依頼し 印刷する。
5. 3. で作成した資料を、授業参観で生徒と参観した保護者に 配布するために印刷する。
6. テレビの報道番組を録画し、その一部を授業で視聴する。

※1 教科書は利用している地域や学校（学科・コース別の場合もあり）で採択され児童・生徒全員が所有している教科書を示します。採択されていない教科書は、一般の書籍等と同じ扱いになります。

<教室外での授業>

7. 旅行ガイドブックの一部を 修学旅行中の児童生徒に 配布するために宿泊施設でコピーする。

<教員研修>

8. 新聞に掲載されている写真と記事を コピーした研修資料を 指導主事が印刷して教育センター主催の研修で配布する。

A) 許諾不要、無償で著作物を利用できると考えられる例

■ 公衆送信 ■

<リアルタイム遠隔合同授業>

1. 板書したエッセイの小部分を、インターネットを使った**2校の遠隔合同授業で同時中継**（送信）し、大型画面に表示する。
2. 1. において配布する**資料を授業中に送信**する。
3. **対面授業の様子**を、インターネットを使って、**生徒の自宅に同時送信**する。
4. 修学旅行の事前学習として、修学旅行先の**現地の学校**と、新聞記事や写真、テレビ番組の映像等を用いながらネットミーティングシステムで**リアルタイムの遠隔交流授業**を行う。

B) 許諾不要でよいが補償金の支払いが必要と考えられる例

■ 公衆送信 ■

< 公衆送信（教室内学習） >

1. 教科書※1に掲載されているスキット（寸劇）を、教師が肉声で録音し、児童・生徒のみがアクセス可能なクラウド・サーバ（以下同じ）にアップロードする。
2. 教科書等の出版物から図版や文章を抜き出してプレゼンテーションソフトにまとめ、対面での授業中にクラウド・サーバを通じて児童のタブレット端末に送信する。
3. 全国各地での取り組みを紹介した複数の新聞記事をプレゼンテーションソフトにまとめてクラウド・サーバにアップロードする。
4. 授業で利用する教科書や新聞記事などの著作物を用いた教材を学習できるようにクラウド・サーバにアップロードする。

B) 許諾不要で利用できるが、補償金の支払いが必要だと考えられる例

<オンデマンド型公衆送信（教室外学習）※2>

5. **反転授業**のための予習（事前学習）の資料として、教科書の著作物や絵画、写真などを**クラウド・サーバにアップロード**する。

6. 修学旅行で訪ねる文化施設についての**説明の必要な部分を**タブレットPCから参照できるようにするため、**クラウド・サーバにアップロード**する。

7. 教員が**教科書を使った授業動画を**収録し、**クラスの児童生徒のみがアクセスして視聴**できるような方式で配信する。

※2 オンデマンド型とは、学習者の注文（要求）に応じて学習資源を提供する方法。

B) 許諾不要で利用できるが、補償金の支払いが必要だと考えられる例

■ 公衆送信 ■

<リアルタイム・スタジオ型公衆送信（教室外学習）※3>

8. 幼稚園や保育所で、普段対面で行っている**絵本の読みきかせ**を、臨時休園中に、同じ教員と園児間の**在宅オンライン授業**として行う。

9. 児童生徒がいない場の教員が、自宅等にいる児童生徒と**ネットミーティングシステム**を使い、写真や教科書等の文章、新聞記事やウェブページ等を使った**オンライン授業**を行う。

10. **DVDに録画したテレビ番組**を授業に**必要な範囲**で、教員のパソコンで再生し、**生徒のタブレット端末へストリーミング配信**する。

11. **在宅の園児**に音楽に合わせて踊る踊りを教えるために**インターネットを用いて楽曲の全部**を**ストリーミング配信**する。

※3リアルタイム・スタジオ型とは、教員の面前に児童生徒がいない場所から児童生徒の自宅などに学習資源（映像・音声等）をリアルタイムで配信するオンライン授業の態様。

C) 著作権者の許諾が必要だと考えられる例

(必要と認められる限度を超える、著作権者の利益を不当に害する等)

■ 複製 ■

教員が撮影した写真ではありません。

1. 教員が日本各地の祭りを撮影した写真集の中から写真を数十枚選んで紙にカラーコピーして簡易製本し、社会科の授業で複数年にわたって使える教材にする。
2. 教員が算数のドリルを児童には購入させず、学校や教員が持っている算数ドリルの中から児童に配付するために問題を紙にコピーする。
3. 小説の一部を授業の都度、生徒に配付するために紙にコピーした結果、学期末には小説の多くの部分をコピーする。
4. 授業に必要な範囲を超えて映像や音楽の全編をコンピュータに保存する。

C) 著作権者の許諾が必要だと考えられる例

■ 公衆送信 ■

1. 教員が同一の**画集の中から多くの作品**を選んでスキャンして電子ファイルにして**クラウド・サーバにアップロード**し、美術の授業で生徒が個々に配備されたタブレットでダウンロードする。
2. 教員が**漢字ドリル**を児童には購入させず、**学校や教員が持っている漢字ドリルをスキャン**して、児童に宿題としてメールで送信する。
3. 教員が授業と直接関係ないものも含めて**多数の小説をアップロード**する。
4. 教員が出版物の一部を、授業の都度、スキャンして生徒に予習の教材として**複数回、電子ファイルでメール送信**し、その結果、その**出版物の多くの部分を送信**する。
5. **絵本の読みきかせ動画を、クラウド・サーバにアップロード**し、園児児童生徒が自宅からいつでも視聴できるようにする。
6. 様々な分野に関する**TV番組**を授業で自由に使えるようにするため、継続的に録画し、クラウド・サーバにアップロードして**蓄積し、ライブラリ化**しておく。
7. 授業に必要な範囲を超えて、**映像や音楽の全編を学校の教員や児童生徒がいつでもダウンロード視聴**できるようにしておく。
8. 教師が、**紙の教科書の全ページ又は大部分**をスキャンし、**PDF版デジタル教科書を作成**して児童生徒に配信する。
9. 学校のホームページ等に、**パスワードをかけず**に、教科書等を解説する授業映像を教師がアップロードし、児童生徒以外の誰でも見られる状態にしておく。

補足！ 教育委員会による学校への配信・教員間共有

- 例示していないが、**現在のところ**、**教育委員会（教育センター）**等が他者の著作物を含む教材や授業動画を作成し、それを、**管轄の学校に配信**する場合は、著作権者の**許諾が必要**と考えられる。
- ただし、教育センター等が主催する**教員研修のための動画**を教員（研修受講生）にインターネットで送信することは**無許諾（要補償金）**で可能である。
- 同じく、**教育委員会等**が教科書等を含む教材や授業動画等を作成し、直接、地域の子どもに配信するような場合は、**著作権者等の許諾が必要**と考えられる。
- また、**現在のところ**、同じ学年の**同僚教員**であっても、他者の著作物を含む教材を**共有（共同利用）**する場合は、**著作権者の許諾が必要**。
- ただし、たとえば、教材を複数の同僚教員で「**共同制作（制作に関与）**」した場合（関与の度合いは問わない）、それら関与した教員がコピーしたり、公衆送信利用する場合は**許諾が不要**と考えられる。

運用指針の最後に書いてあるように、補償金とは別途のSARTRASの補完的包括ライセンスが検討されている（確定はしていない）

補足2 出所(出典)の明記

無許諾無償、または無許諾有料の利用であっても
出典を明記してほしい。

たとえば、研究授業で他の同僚の先生が作成した学習活動案や教材を利用した場合でも、また、許諾の有無にかかわらず「出所(出典)」を明記してほしい。

【例】本研究授業の学習活動案、および、使用教材の出典

1. 岐阜聖子、『はっぴょうしょう—第2学年国語科学習活動案—2020年度光秀小学校研究紀要』、光秀小学校研究推進部、2021年1月29日
2. 厩戸皇子・蘇我入鹿・小野妹子、『デジタル・シティズンシップ教育の実践：一人1台時代の善き使い手をめざす学び』、飛鳥遣隋出版、2020年12月18日

▲回収すればいいわけではない

職員会議で新聞記事をコピーして職員に配布しても、後で回収すればいいわけではない。こうした行為はむしろ「証拠隠滅」である。

▲イラストなどの場合は©マークをつければよいわけではない

イラストなどをコピーして利用する場合、

「COPYRIGHT©2021- Takahiro Haga ALL RIGHTS RESERVED」と書けばよい、というのは誤り。

これだけだと、許諾を得たことにも、出典にもならない。

▲市販CD音楽（楽曲音源）を卒業記念映像DVDのBGMとする場合、音楽著作権管理団体（JASRAC等）だけに申請すればよいわけではない

この場合、音楽著作権管理団体だけでなく、**著作隣接権者（レコード会社等）**の許諾が必要となる。

補足4

今後、検討し、付け加える可能性がある事例等

- 補足のような事例
- 教育センター、教育委員会等の研修事例
- 学校の授業を外部教育機関で実施する事例
- 入試・模擬試験等
- 補償金とは別途のS A R T R A Sの補完的包括ライセンス関連事例

※SARTRASで検討中

たとえば、保護者会などでの著作物利用や複数の教員間の共同（共有）での著作物利用を無許諾有料でライセンスする等

おわりに

今後、継続的に、権利者と学校関係者が対話をつづけ、よりよい著作権制度が構築されるように、そして、教育の情報化と質的向上が図られ、子どもたちに、公平に、豊かな学びが届けられるよう、みなで考えていくことを願ってやみません。